

---

---

次期ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）

---

---

令和元年10月16日

佐賀県東部環境施設組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1-1	6	第2章	8	(1)	イ 運営業務	「運営事業者は当該有価物を組合から有償で購入した上で」とありますが、買取金額については、実施方針に記載されていた通り、「組合から購入する当該有価物の価格は、有効利用先への売却価格と同額とし、その価格は事業者が提案するものとする」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、入札説明書P33、別紙2、ア運営業務委託料の算定方法の※3に示すとおり、有価物の買取価格は、組合が支払う変動費から控除します。
1-2	6	第2章	8	(1)	(ウ)	「運営事業者は当該有価物を有償で購入した上で有効利用を図る」とありますが、有償の金額について具体的にはどのようにお考えでしょうか。ご教示願います。	No. 1-1を参照してください。
1-3	6	第2章	8	(1)	(ウ)	有価物の購入や売却に係る対価の算定及び改定に関しては、残渣資源化等業務と同じ指標という理解でよろしいでしょうか。	No. 1-1を参照してください。改定については、入札説明書P36のとおりです。
1-4	6	第2章	8	(1)	(ウ)	不燃物及び処理不適物は、資源化を基本とするが、やむを得ない場合には最終処分も可とするかとあります。最終処分場は貴組合にて確保していただけるのでしょうか。また最終処分に係る運搬費、処分費の取扱いを教示願います。	最終処分先の確保は、事業者の業務範囲です。やむを得ず最終処分とする場合には、運搬費、処分費を含めてご提案ください。
1-5	9	第2章	1		入札参加者の構成等	残者運搬事業者は、中小企業等協同組合法に基づく協同組合またはJVでも問題ないでしょうか。	問題ありません。なお契約（契約者に協同組合組合員やJV構成員を含めるか等）は応募者の形態に応じて適宜判断します。
1-6	9	第3章	2	(1)	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件	「本施設の建築物の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を全て満たし…」とありますが、「施工」は主たる業務にあたるかと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-7	9	第3章	2	(1)	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件	「本施設の建築物の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を全て満たし…」とありますが、JVを組成する場合、JV代表者でなくても「主たる業務を担う者」と考えてもよろしいでしょうか。	本施設の建築物の設計・施工を行う者については、お見込みのとおりです。
1-8	10	第3章	2	(1)	ア	「一級建築士事務所」の登録を行っていることと明記してありますが受任支店以外での登録でもよろしいでしょうか。	可とします。
1-9	10	第3章	2	(1)	オ	「本施設の建築物と同種又は類似の建設工事の実績を有する事」と明記してありますが、実績は下請けでもよろしいでしょうか。	下請けでの実績は不可とします。
1-10	10	第3章	2	(1)		建築設計業務は建築物の設計・施工を行う主たる業務を担う者以外の構成員又は協力企業（一級建築士事務所）が行ってもよろしいでしょうか。	可とします。
1-11	10	第3章	2	(3)	本施設の運営を行う者の要件	「本施設の運営を行う者は、次に掲げる者を含む構成員又は協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」、「維持管理業務」）を担う者が、次の要件を全て満たすこと。」とありますが、主たる業務（運転管理業務、維持管理業務）を別々の企業で担おうとする場合は、どちらか1者が要件を満たせばよろしいでしょうか。	運転管理業務を担う者が要件を満たしてください。
1-12	11	第3章	3	(2)		組合構成市町及び佐賀県の最新の競争入札参加資格名簿のいずれにも登録されていない者と明記されていますが組合構成市町の1市町村でも登録されていればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-13	11	第3章	3	(2)	構成企業の制限	「組合構成市町及び佐賀県の最新の競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者」は入札参加者の構成企業となることはできないとありますが、構成員もしくは協力企業とすべき「残渣運搬企業」、「残渣資源化等企業」も本件の対象でしょうか。	「残渣運搬企業」、「残渣資源化等企業」については、登録の対象となる業務に該当しないことから、対象としません。

1-14	15	第4章	2	(4)	イ 不公正入札	この場合の該当項目での違反行為は、当該期間中、本件に関してのみ適用されるものなのでしょうか、それとも他の事案での違反行為も含まれるのでしょうか。	本事業のみではありません。
1-15	16	第4章	2	(6)	契約保証金	「建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として仮契約締結日までに納付すること」とありますが、要求水準書P34 (1.2施設建設 1.2.1工事)に記載の通り、契約保証金の納付ではなく、履行保証保険契約の締結等でもお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-16	16	第4章	2	(6)	契約保証金	「運営事業者、残渣運搬事業者及び残渣資源化等事業者は、それぞれの業務委託契約に定める契約金額の総額を30で除した額の100分の10以上の額を運営期間における各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付すること」とありますが、運営業務委託契約書(案)第4条の通り、契約保証金の納付ではなく、履行保証保険契約の締結等でもお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-17	16	第4章	2	(6)	契約保証金	「運営事業者、残渣運搬事業者及び残渣資源化等事業者は、それぞれの業務委託契約に定める契約金額の総額を30で除した額の100分の10以上の額を運営期間における各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付すること」とありますが、残渣運搬業務委託契約書(案)第4条の通り、契約保証金の納付ではなく、履行保証保険契約の締結等でもお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-18	16	第4章	2	(6)	契約保証金	「運営事業者、残渣運搬事業者及び残渣資源化等事業者は、それぞれの業務委託契約に定める契約金額の総額を30で除した額の100分の10以上の額を運営期間における各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付すること」とありますが、残渣資源化等業務委託契約書(案)第4条の通り、契約保証金の納付ではなく、履行保証保険契約の締結等でもお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-19	18	第5章	1	(4)	参加資格確認申請書類の提出	「参加資格確認申請書類は、正本1部、副本1部を以下の通り提出」とありますが、「23頁 1」及び「26頁 2(1)」には「正本1部、副本2部を提出すること」とあります。提出する副本は1部もしくは2部のどちらかご教示願います。	正本1部、副本2部を提出してください。
1-20	18	第5章	1	(4)	参加資格確認申請書類の提出	「参加資格確認申請書類は、正本1部、副本1部を以下のとおり提出すること」とありますが、他の箇所では、「正本1部、副本2部提出すること」と記載がございます。副本は2部ご提出すればよろしいでしょうか。	No. 1-18を参照してください。
1-21	18	第5章	1	(4)	参加資格確認申請書類の提出	参加資格確認申請書類の綴じ込み(例:紙ファイルに綴じ込み)は、特に指定が無いものと考えてよろしいでしょうか。	バイプ式ファイル綴じとしてください。
1-22	25	第6章	3	(5)	添付資料(様式第17号)	添付資料は枚数制限がないものとの理解でよろしいでしょうか。	枚数制限はありませんが、提案等の根拠資料を簡潔に取りまとめたものとしてください。
1-23	26	第7章	2	(1)	参加資格申請時の提出書類	「参加資格確認申請書(様式第6号)を表紙として、～」は「参加表明書(様式第2号)を表紙として、～」と読み替えてよろしいでしょうか。	参加表明書(様式第2号)を表紙に変更します。
1-24	26	第7章	2	(1)	参加資格申請時の提出書類	「参加資格確認申請書(様式第6号)を表紙として」とありますが、「参加資格確認申請書(様式第5号)を表紙としてとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合の提出書類の並び順は「参加資格確認申請書(様式第5号[1/4]～[4/4])を表紙として、様式第2、3、4、6、7、8号という順番でまとめればよろしいでしょうか。」	No. 1-22を参照してください。 また、様式の順番でまとめてください。(様式2～4、様式5、様式6～8という順序でまとめ、様式5に記載の添付資料(様式8分を除く)は、様式8の後に添付してください。)
1-25	26	第7章	2	-	参加資格確認申請時の提出書類	「参加資格確認申請書を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ」とありますが、所定の順番についてご教示ください。様式5、様式5に記載の添付資料、様式2～4、様式6～7という順序でよろしいでしょうか。	No. 1-22、No. 1-23を参照してください。

1-26	26	第7章	4	(2)	施設計画図書	「各ページの下中央に通し番号(1/●～●/●)をふり」とありますが、総枚数が多いため、項目毎に通し番号をふることとしてもよろしいでしょうか(例 a物質収支(1/5～5/5))。	項目毎ではなく、全体の通し番号としてください。なお、別途、項目毎のページ番号をつけても構いません。
1-27	26	第7章	4	(2)	施設計画図書	「各ページの下中央に通し番号をふり」とありますが、ページについてはA4版に折込むためページ番号が見えなくなります。A3版については下右寄せとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
1-28	28	第7章	6	(3)	要求水準書範囲外の提案について	要求水準書に規定されている内容以外の提案を行う場合には、予め質問及び対面的対話にて確認し了承を得たものに限り有効、とありますが、要求水準書にて【 】書きで仕様が示されているものについても確認が必要との理解でよろしいでしょうか。	【 】書きで仕様が示されているものの扱いについては、要求水準書に記載のとおりです。質問又は対面的対話における確認は必ずしも必要ではありません。
1-29	28	第7章	6	(6)	雇用等への配慮	「組合構成市町内の廃棄物処理事業を熟知した人材を優先的に雇用すること」とありますが、対象者の人数、経験年数、年齢、保有資格等についてご教示いただけますでしょうか。	2019年10月1日現在、鳥栖・三養基西部溶融資源化センターは公設民営で運営しており、その運転員等として35人が従事、うち継続した雇用を希望する者が28人、現時点で雇用を希望するか不明である者が5人となっています。現段階における経験年数は平均9年、平均年齢は約43歳です。保有資格は、危険物取扱者、クレーン免許、ボイラー技士、電気工事士、高圧ガス製造保安責任者などのごみ処理施設を運転するために必要な資格を保有しております。現在の雇用形態は、正社員、派遣社員となっております。一方、脊振広域クリーンセンターは公設公営で運営しており、運転員はすべて脊振共同塵芥処理組合の職員となっておりますが、本事業受注者への雇用を希望する者はありません。
1-30	28	第7章	6	(6)	ア	組合様構成市町内の廃棄物処理事業を熟知した人材で、次期ごみ処理施設の運転員等として雇用を希望する者に関し、現状を正しく把握したうえで提案を検討するために①雇用を希望している人数、②現在の所属先等の雇用形態について、ご教示願います。	No. 1-29を参照してください。
1-31	44	別紙5	3	(3)	-	本項規定の減額の算定式において、規定文では10%までの免責設定をしていただいておりますが、算定式では免責分が反映されておられません。また、実灰発生量と提案灰発生量の差から減額金額を計算した後、更に減額金額を2倍とする算定式となっております。本事業は30年の長期期間であり、運営リスクを軽減するためにも算定式を「減額金額=(実発生量-提案発生量)×当該年度における処理単価×0.9」にご変更いただきたく、お願い申し上げます。	入札説明書のとおりとします。
1-32	44	別紙5			3. 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置 (3) 残渣(焼却灰、飛灰又は溶融飛灰等)の各発生量の未達成の場合に係る減額等の措置	当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと組合が認める場合とありますが、要求水準書で提示された計画ごみ質(低質ごみ・基準ごみ・高質ごみ)の範囲を超えた場合もその場合に入りますでしょうか。	低質ごみ又は高質ごみを継続的に超過した場合は入ります。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-1	1	第1部	第1章	1.1	1.1.1仕様の記述方法	「1)【 】書きで仕様が示されている項目についても、質問及び対面的対話にて確認し、ご了承を得ることが必要でしょうか。	同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるものは、基本設計、実施設計時に協議します。仕様（要求水準）が下がると思われるものは基礎審査時に失格になる可能性がありますので、注意してください。
2-2	1	第1部	第1章	1.1	1.1.2添付資料の取り扱い	表題に「標準案」と示すものについて提案を妨げるものではない、とありますが、変更する場合には質問及び対面的対話にて確認、ご了承を得ることが必要でしょうか。	同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるものは、基本設計、実施設計時に協議します。仕様（要求水準）が下がると思われるものは基礎審査時に失格になる可能性がありますので、注意してください。
2-3	7	第1部	第4章	4.1.2	運営事業者の業務概要2)	運営事業者は、運営準備期間中の基本設計、実施設計の各段階において、組合と建設事業者が行う設計協議に出席し、運営の立場からの意見を反映させるものとする。なお、運営事業者の設計協議への出席に係る費用(人件費含む)については、建設事業者の負担とする。とされています。運営事業者の出席頻度は、建設事業者と運営事業者がこれまでの経験を踏まえ協議の上で設定することによりよいでしょうか。	基本的にお見込みのとおりですが、組合との協議の上で設定します。(数回の出席は想定してください。)
2-4	8	第1部	第4章	4.1.2	運営事業者の業務概要5)(3)②	ごみ処理の過程において発生した不燃物は、必要に応じて残渣運搬業者に引き渡しの上、原則は資源化するが、やむを得ない理由があるときは埋立処分も可とするがあります。不燃物の埋立処分に係る運搬費、処分費の取扱いをご教示願います。	運営事業者の負担となります。
2-5	9	第1部	第4章	4.1.5	組合の業務概要5)	一般来客者は一般来場者と読み替えてよろしいでしょうか。	可とします。
2-6	9	第1部	第4章	4.1.5	組合の業務概要9)10)	委託費の支払いは、入札説明書別紙2及び別紙5に応じて行われると考えてよろしいでしょうか。	基本的にお見込みのとおりです。
2-7	9	第1編	第4章	4.2.3	敷地の範囲及び工事範囲	昨年貴組合にて、建設予定地に関する土壌汚染調査を実施され、敷地南東部から汚染物質が確認されたことを受け、今回のご計画では指定された北西部約1.7haの用地に変更となっていますが、事業者が設計段階で地質調査等を実施し、汚染物質等が新たに確認された場合、内容によっては大幅な工期の遅延、処理費用の発生等考えられますが、その場合のリスク分担は貴組合と考えてよろしいでしょうか。(入札説明書、別紙3 リスク分担表において設計段階における事業者が実施する測量・地質調査に関するリスク負担は事業者となっており、確認するものです)	基本的にお見込みのとおりです。
2-8	9	第1部	第4章	4.2.3	敷地の範囲と及び工事範囲	事業用地とは、東側道路（現状里道）も含めた工事範囲全体を指し、建設用地は、事業用地から東側道路を除いた、東側計画道路の赤線より西側（次期ごみ処理施設のエリア）のことと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-9	9	第1部	第4章	4.2.3	敷地の範囲と工事範囲	「建設用地の敷地の範囲は、添付資料「建設用地」の赤線で囲まれた範囲(約1.7ha)」とありますが、添付資料「建設用地」がありません。添付資料5.事業範囲及び条件図.pdfに記載の青線(事業範囲)の範囲と考えてよろしいでしょうか。	No.2-8を参照してください。
2-10	9	第1部	第4章	4.2.3	敷地の範囲と及び工事範囲	「添付資料「建設用地」の赤線で囲まれた範囲」とは、どの資料に示されていますか。	No.2-8を参照してください。
2-11	10	第1部	第4章	4.2.4	造成工事	「計画地盤高はGL+2.0m以上とする」とありますが、このGLとは北側県道から入る東側道路の起点部あたりの7.87mと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。敷地中心の標高はGH=10.0m以上となるように盛土を行ってください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-12	10	第1部	第4章	4.2.4	計画地盤高	本項の「計画地盤高はGL+2.0m以上とする。」と添付資料5_事業範囲及び条件図に記載されている「7.806m(GL+0.0m)」より、計画地盤高標高は9.806m以上と解釈します。 一方、P.155には「計画地盤高は、標高10.0m以上となるように計画する。」と記載されており条件が異なります。 どちらを正とすればよろしいでしょうか。	添付資料5のとおり、敷地中心の標高を10.0m以上となるように計画してください。
2-13	10	第1部	第4章	4.2.5	土地利用規制 8)	「・・・環境施設の面積割合を25%以上・・・とし、15%以上を周辺部に配置すること。」とありますが、周辺部とは路接部・敷地境界と考え、盛土造成に於ける法面部も含まれると考えてよろしいでしょうか。	含まれます。
2-14	10	第1部	第4章	4.2.5	土地利用規制 9)	「安良川沿い・・・2Hルールに留意すること。」とありますが、安良川沿いの堰堤基部の位置及びレベルを起点として、規制の対象外となる範囲は下記の通りと考えてよろしいでしょうか。 1. 起点から水平距離20m以上 2. 起点から水平距離10～20m範囲は、起点レベルから10mまでの掘削 3. 起点から水平距離10m以内は、起点からの距離の1/2以内の掘削 4. 上記2,3に於いての地業(杭など)は、中空で無く錆などで減容しないもの	平成6年5月31日 建設省河治発第40号 建設省河川局治水課長通達「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」を参照してください。
2-15	10	第1部	第4章	4.2.7	敷地周辺設備	「生活用水とプラント用水は、上水 VP φ 40 または井水とする。」とありますが、井水の利用については事業者の提案としてよろしいでしょうか。	上水を基本としてください。
2-16	10	第1部	第4章	4.2.7	敷地周辺設備	「生活用水とプラント用水は、上水 VP φ 40 または井水とする。」とありますが、添付資料5_事業範囲及び条件図 東側側道には上水はVP φ 50となっていますが、VP φ 50からVP φ 40 で上水を引き込むものと考えてよろしいでしょうか。	VP φ 50を正とします。
2-17	10	第1部	第4章	4.2.7	敷地周辺設備との取り 合い条件 用水	上水引込に係る負担金は、建設事業者の負担と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-18	10	第1部	第4章	4.2.7	敷地周辺設備との取り 合い条件 用水	井水について、1日あたりの取水制限(m3/日)は無いものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-19	10	第1部	第4章	4.2.7	表1-2 敷地周辺設備 との取り合い条件	上水および下水接続のための「工事負担金」の記載がありませんが、組合様にてご負担いただくものと考えてよろしいでしょうか。また、上水および下水の取合点は東側道路の任意の位置で設定してよろしいでしょうか。	負担金は民間事業者の負担とします。 取り合い点はお見込みのとおりです。
2-20	10	第1部	第4章	4.2.7	敷地周辺設備	用水で井水利用を提案し、実行段階の水質調査の結果、井水が利用できない場合の対応をご教示ください。追加となる上水費用は事業者負担となりますでしょうか。	No. 2-15を参照してください。追加となる上水費用は民間事業者の負担とします。
2-21	11	第1部	第4章	4.2.8	東側道路(里道) 付替工事	敷地東側道路の付替工事は本事業に含むと記載されていますが、設計業務も建設事業者の業務範囲でしょうか。 設計業務も業務範囲であれば、下記の計画条件をご教示願います。 ・既存道路図面(舗装構成、雨水排水、電柱他一式) ・道路設計条件	設計業務も建設事業者の業務範囲です。 既存道路図面がありませんので、参考として隣接するし尿処理場敷地舗装面の図面を追加提示します。 道路設計条件は、現場状況によりご判断ください。
2-22	11	第1部	第4章	4.2.8	東側道路(里道)付替工事	東側道路(里道)付替工事において、雨水排水管の仕様および位置が不明です。詳細が分かる資料をご提示願います。	雨水排水管の位置が詳細に把握できる資料がありませんので、参考資料を追加提示します。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-23	11	第1部	第4章	4.2.8	東側道路(里道)付替工事	道路付替えに関する附帯工事が本工事となっています。地中内で付替えを要する埋設管類の状況が不明です。各々の管径や埋設深さ等の工事費算出に必要な資料のご提示をお願いします。	No. 2-21を参照してください。
2-24	11	第1部	第4章	4.2.8	東側道路(里道)付替工事	道路付替え工事に際し、東側道路を利用する施設様からの制約事項をお知らせ下さい。また、付替え工事は本工事の建屋着工前に行う事は可能でしょうか。	平日は片側通行とし、し尿処理場及び南部の最終処分場跡地にアクセスできるようにしてください。休日は規制はありませんが、組合と協議してください。なお、警備員を配置してください。付替え工事は本工事の建屋着工前に行うことは可能です。
2-25	11	第1部	第4章	4.2.8	東側道路(里道)付替工事	東側道路付替工事に伴う埋設管(上下水道、雨水排水管等)移設工事及び電柱(電話線等含む)移設工事は、事業範囲内のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-26	11	第1部	第4章	4.2.8	東側道路(里道)付替工事	東側道路付替工事に伴う埋設管(上下水道)移設工事については、鳥栖市上下水道局に移設依頼を行い、移設にかかる費用を建設事業者が負担するとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-27	11	第1部	第4章	4.2.8	東側道路(里道)付替工事	東側道路付替工事に伴う上下水道の移設は、添付資料7に記載されている①～⑥電柱のうち東側道路に干渉している④電柱のみと考えてよろしいでしょうか。また、本電柱は電力会社所有のため、電力会社へ移設依頼を行い、移設にかかる費用を建設事業者が負担するとの解釈でよろしいでしょうか。	電柱位置図を追加提示します。費用についてはお見込みのとおりですが、電柱①については隣接施設への引込柱であるため電力会社所有のものではありません。
2-28	11	第1部	第4章	4.2.9	地中障害物	障害物が確認された場合、その地中障害撤去工事に係る費用は貴組合にてご負担いただけるのとことですが、この撤去工事による工事工程の見直しについても、協議により決定いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-29	11	第1部	第4章	4.2.9	地中障害物	現状地盤は、汚染や建設廃材等の混入が無いものと考えて宜しいでしょうか。もし、これらの混入が確認され、建設工事の遂行に支障が生じた場合は本項目と同じ扱いがなされるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 2-28を参照してください。
2-30	11	第1部	第4章	4.2.9	地中障害物	本事業用地は土壤汚染はないものとし、その調査及び対策は不要と理解してよろしいでしょうか。工事着事後、土壤汚染が判明した場合、その対策にかかる費用、ならびに工事工程の見直しについて、協議により決定いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。後段はNo. 2-28をご参照ください。
2-31	11	第1部	第4章	4.2.10	液状化対策	「建設事業者は必要な液状化対策設計及び施工を行うこと。」と記載がありますが、具体的な対策或いは要求性能等に係る記載がありません。建築物基礎等については、液状化を考慮した設計とし必要な対策を実施しますが、構内道路については、必要性の有無も含め、建設事業者の提案と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-32	11	第1部	第4章	4.2.10	液状化対策	本項目にて要求される「液状化対策」は、建築物に対してのものであり、敷地全体に対してのものではないと考えてよろしいでしょうか。	No. 2-31を参照してください。
2-33	11	第1部	第4章	4.2.12	水害対策	「建設用地周辺の浸水深さは3.0～5.0未満・・・」とあります。本施設に対する浸水対策レベルは、前出質疑での「GL (GL=7.87)」から5.0mの12.87mと考えてよろしいでしょうか。相違がある場合、浸水対策が必要なレベルのご指示をお願いします。	約13mと考えてください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-34	13	第1部	第4章	4.3.1	表1-3 配置に関わる方針 地盤高さ	「浸水対策として・・・、さらに地上階には止水や気密性扉を設置して浸水を防止する・・・」とありますが、5.0mの洪水発生時、浸水によって焼却施設の機器が機能不全とならない構造を想定されているのでしょうか、ご教示願います。	お見込みのとおりです。
2-35	13	第1部	第4章	4.3.1	表1-3 配置に関わる方針 地盤高さ	「よって計画地盤高さはGL+2.0m以上まで盛土を行い、工場棟・管理棟・計量棟・駐車場の主要施設を配置する上で、浸水に耐えうる高さまでRC造とするなど対策を行う計画とする。」とありますが、駐車場についても計画地盤高さGL+2.0mまで盛土を行う他にRC造壁等で囲う等の処置が必要でしょうか。	RC造壁等で囲う等の処置は不要です。ただし、提案可とします。
2-36	13	第1部	第4章	4.3.1	配置に係る方針 地盤高さ	「主要な機器及び制御盤・電動機は浸水深さ5.0m以上に設置し」とありますが、振動対策や他機器とのつながりを考慮して5.0m以上に設置することが難しい場合には、当該機器の電動機予備を保有する等の対策を行うことにより、5.0m未満への設置を認めていただけないでしょうか。	水が引いた後に、施設が稼働できない状態にならないよう提案してください。
2-37	13	第1部	第4章	4.3.1	配置に係る方針 洗車場	「日常的な収集車両の洗浄は行わないものとする。(1日5台程度)」とありますが、洗車の対象車はどの区分のパッカー車でしょうか。「洗車を望む全ての委託及び許可業者」と想定されていますか。	お見込みのとおりです。
2-38	13	第1部	第4章	4.3.1	配置に係る方針 洗車場	洗車場は料金徴収型、P.216 2.8.10では領収書が発行できるように記載されていますが、この料金徴収は計量棟で行うことも含め、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	洗車場での料金徴収としてください。
2-39	13	第1部			表1-3	洗車場とありますが、洗車棟の設置が必須と考えてよいでしょうか。	提案可とします。
2-40	14	第1部	第5章	5.2	計画処理量	可燃性粗大ごみの処理量をご教示願います。	詳細な量は把握しておりませんが、1t/日程度と想定しております。(布団、毛布、畳、スレート、カーペット等)
2-41	14	第1部	第5章	5.2	計画処理量	スプリング付のソファやマットレスの搬入量をご教示願います。	搬入予定はありません。
2-42	14	第1部	第5章	5.2	計画処理量	P167に記載のあるペット等小動物は、表1-5計画処理量には含まれていないものと考えてよろしいでしょうか。想定されている年間処理量をご教示願います。	前段はお見込みのとおりです。年間処理量は重量では把握しておりませんが、年間1000件程度(犬、猫、タヌキ、鳥、イノシシ等)を想定しております。
2-43	14	第1部	第5章	5.2	計画処理量 ※災害廃棄物	提案の共通条件とするために、災害廃棄物の想定量、処理日数をご提示ください。	想定量は計画処理量の10%程度を見込んでいますが、詳細は運営事業者との協議で決定します。
2-44	14	第1部	第5章	5.3.1	表1-4 処理対象物	「※可燃性粗大ごみは既設の不燃粗大ごみ処理施設に搬入され、本施設に搬送され、処理される。」とありますが、可燃性粗大ごみは既設の不燃/粗大ごみ処理施設で破碎処理されたものが、本施設に搬入されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-45	16	第1部	第5章	5.6	ごみの搬入形態	可燃性粗大ごみの搬入車両はどのような形態かご教示願います。	2~4t程度の平ボディ車、アームロール車を想定してください。
2-46	16	第1部	第5章	5.6	ごみの搬入形態	P167に記載のあるペット等小動物は、どの車両、容器で搬入されますか。	普通自動車、軽自動車、軽トラック、2t程度の平ボディ車を想定してください。なお袋に入れたうえで段ボール入で搬入されるものと想定してください。
2-47	16	第1部	第5章	5.6	ごみの搬入形態	最大搬入車両における下記車両諸元をご教示願います。 1.パッカー車(4t車) 1)フルダンプ時の後輪センターからテールゲート端までの寸法 2)全幅、全長、全高、最小回転半径、ホイールベース 2.ダンプ車(10t車)、アームロールコンテナ車両 1)フルダンプ時の最高高さ 2)全幅、全長、全高、最小回転半径、ホイールベース	各社の経験で設定してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-48	16	第1部	第5章	5.7	ごみ搬入日及び時間	祝日（日曜日以外）は搬入日であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-49	16	第1部	第5章	5.7	ごみ搬入日及び時間	各曜日毎の搬入ごみ区分をご教示願います。	各種ごみともに毎日搬入されます。
2-50	16	第1部	第5章	5.8	ごみ搬入車両	表1-11の台数に「不燃・粗大ごみ残渣」、「資源ごみ残渣」及び「可燃性粗大ごみ」の車両台数も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。含まれていない場合は、表1-11と同様に時間帯毎の搬入台数をご教示願います。	含まれていません。 台数は1日数台程度を想定してください。
2-51	16	第1部	第5章	5.8	ごみ搬入車両	一般持込（直接搬入）は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、ペット等小動物の搬入は想定しております。
2-52	17	第1部	第5章	5.9	ごみ搬出車両 「搬入禁止物」	「資源化または最終処分」とありますが、p.8の「搬入禁止物は施設内に適切に貯留・保管し、組合の指示に従い引き渡す。」が正しいと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-53	17	第1部	第5章	5.9	ごみ搬出車両 「処理不適物」	「資源化または最終処分」とありますが、処理不適物は処理方式によって異なります。各処理方式の特長を公平公正に評価するために、発生した場合の資源化や処分は運営事業者の範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-54	17	第1部	第5章	5.10	年間稼働日数及び稼働時間	「連続運転中に非常停止、緊急停止等による処理システムの停止があつてはならない。ただし、搬入禁止物の除去等により、処理システムの一部を停止又は他系列への切り替え等のため、一時的にごみの供給等を停止することはこの限りでない。」とあります。搬入禁止物の除去による停止が発生した場合も、90日連続運転は認められると考えてよいでしょうか。また、「搬入禁止物の除去等」とありますが、「搬入禁止物の除去」以外に例外として認められる作業をご教示ください。	要求水準の記載どおり、一時的なごみの供給停止程度であれば連続運転を認める可能性は高いです。後段は、現時点で想定はありません。事象発生時に事業者と都度協議の上で判断します。
2-55	18、 19、20	第1部	第5章	5.11.1	主要設備概要 排水処理設備	「排水処理設備 生活排水は下水道放流」とありますが、環境負荷低減のため「処理後、場内再利用のうえ余剰分を下水道放流」としてもよろしいでしょうか。	可とします。
2-56	18、 19、20	第1部	第5章	5.11.1	主要設備概要 余熱利用設備	「余熱利用設備 場内余熱利用（場内給湯）」とありますが、場内給湯については、蒸気式よりも高効率である電気式での提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-57	20	第1部	第5章	5.11.1	溶融方式（流動床式） の主要設備概要 灰出し処理設備	鉄・アルミについて【バンカ&ヤード方式】とありますが、バンカのみでご指定の貯留日数（各5日分）を満足できる場合には、ヤードを設けずバンカのみとしてよろしいでしょうか。	可とします。
2-58	21	第1部	第5章	5.13	2) 排水に関する基準	「(2)生活系排水は、下水道放流とする」とありますが、環境負荷低減のため「処理後、場内再利用のうえ余剰分を下水道放流する」としてもよろしいでしょうか。	No. 2-55を参照してください。
2-59	29	第2部	第1章	1.1.2 2)	法定資格者の配置	「設計を行う管理技術者及び照査技術者の資格要件は、建築士法による一級建築士とすること。」とありますが、本事業に対する専任ではなく、建設事業者が開設している一級建築士事務所内に於ける一級建築士がその役割を担うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-60	29	第2部	第1章	1.1.2	法定資格者の配置 2)	「設計を行う管理技術者及び照査技術者の資格要件は、建築士法による一級建築士とすること。」とありますが、本事業の専任ではなく建設事業者が開設している一級建築士事務所内に於ける一級建築士がその役割を担うものと考えてよろしいでしょうか。また、設計は建築設計のみと考えてよろしいでしょうか。	前段はNo. 2-59をご参照ください。 後段はお見込みのとおりです。
2-61	31	第2部	第1章	1.1.4	全体計画 12)	「災害時に於ける一時避難施設としての役割・・・(40名程度)」とありますが、一時避難の期間は4.2.12に記載の災害対策での3日～1週間未満と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりでよいですが、状況に応じて協議のうえで協力を求める可能性があります。
2-62	31	第2部	第1章	1.1.4	全体計画 12)	「災害時に於ける一時避難施設としての役割・・・(40名程度)」で、電気・温水等のエネルギー供給が求められていますが、外部からの電源や上水の供給・下水排水が出来なくなった場合でも電気・生活用水や温水の自給と生活排水の貯留を要求されているのでしょうか、ご教示願います。	提案してください。(過度なものを求めています。)
2-63	31	第2部	第1章	1.1.4	全体計画 12)	「周辺地域住民の一時避難場所として活用できる防災機能として災害時に必要な水・食料・燃料等の備蓄、電気・温水等のエネルギーの供給等を兼ね備えた施設とする。(40名程度を想定。)」とあります。従業員、見学者150名の水・食料等も別途備蓄が必要となるのでしょうか。	提案してください。(過度なものを求めています。)
2-64	31	第2部	第1章	1.1.4	全体計画 14)	道路管理者との協議は、組合様にて実施いただけたと考えてよいでしょうか。	事業者で対応してください。
2-65	31	第2部	第1章	1.1.4	全体計画 14)	里道上に衛生処理場の門扉がありますが、撤去してもよろしいのでしょうか。	今回の事業範囲に里道の2m拡幅工事を含んでおりますので、出入口及び道路通行及び施工上、支障があれば撤去可とします。ただし、鳥栖市の施設敷地への玄関という門扉の必要性もあるため、敷地へ侵入できないような代替設備は必要であると考えています。代替設備の仕様については、鳥栖市を含め協議することとします。(過度なものは求めています。自動車の性能は求めませんが、自動車の性能は求めません。)
2-66	31	第2部	第1章	1.1.5.5)	排水処理対策	「雨水排水は、沈砂池に集水後、散水等に利用のうえ余剰水を河川放流とする。」とありますが、沈砂池とは雨水再利用設備における沈砂槽と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-67	34	第2部	第1章	1.1.8.4)	地震対策	「なお、プラント設備等は建築の分類と同等のレベルを確保する」とありますが、プラント設備等の耐震設計計算には、一般社団法人日本電気協会発行「電気技術基準調査委員会」編による「火力発電所の耐震設計規程」を基準とするものとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
2-68	34	第2部	第1章	1.1.9.2)	施工管理	選任した電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、特別な事由を除き、運営期間を含め、変更してはならないとありますが、とありますが、人事異動や退職は「特別な事由」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。他にも特別な事由と想定されている項目がございましたらご教示願います。	定年等の退職は認められると推察しますが、人事異動は理由によるかと考えます。 その他としては、例えば、病気等の人身上の都合が考えられます。
2-69	35	第2部	第1章	1.2.1	工事 3)	「・・・仮設工事も含めて建設用地内で行うものとし、これにより難しい場合は組合と協議する。」とありますが、旧ごみ焼却場のグラウンド等を仮設利用することは可能でしょうか。	不可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-70	35	第2部	第1章	1.2.2	作業日及び作業時間	「作業日は、原則として日曜日、祝日及び年末・年始を除いた日とする。」とあります。国交省より働き方改革を受けた週休2日の取得に要する費用の計上方法等も提示されていますが、本工事は週休1日（作業日は日曜日、祝日及び年末・年始を除いた日）を共通条件として、提案を募集するということがよいでしょうか。あるいは週休2日の提案の方が望ましいとお考えでしょうか。	組合からの要望はありません。要求水準書や落札者選定基準等をご確認のうえ、事業者で望ましいと思われる計画をご提案ください。
2-71	35	第2部	第1章	1.2.5	別途工事との調整	「・・・組合が発注した別途工事との・・・」とありますが、具体的にどの時期にどのような別途工事が発注されるか、ご教示願います。	佐賀県において、北側の県道中原鳥栖線の改修工事が早くて令和4年度に予定されています。また、鳥栖市において、南東部の土壤汚染対策工事が土壤汚染調査後に予定されています。
2-72	35	第2部	第1章	1.2.5	別途工事との調整	組合様で予定されている別途工事があれば、その時期や内容等をご教示願います。また、事業用地近隣で予定されている別途工事等で組合様で把握されているものがあれば、同様にご教示願います。	No. 2-70を参照してください。
2-73	37	第2部	第1章	1.3.3.4)	仮設工事	「仮設事務所内には、30名程度が収容可能な会議室を設ける」とありますが、この「仮設事務所」は監督員、工事監理者、建設事業者の三者で共用できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。全体工程会議等で使用することを想定しています。
2-74	37	第2部	第1章	1.3.3.5)	仮設工事	監督員事務所及び工事監理者事務所に備える設備の内、シャワー、洗濯機については、監督員、工事監理者、建設事業者の三者で共用できるものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
2-75	37	第2部	第1章	1.3.3.7)	仮設工事	「仮設用の事務所や駐車場等に必要な用地を工事範囲内に確保することも可とする。これに使用する用地は、敷地引渡後竣工までの期間において無償貸与とする。」とありますが、運営期間中に補修等を行う場合につきましても、敷地の一部を仮設用の事務所や駐車場用地としてお借りすることは可能でしょうか。	運営事業者と協議します。（通常の施設稼働や市民等の緑地広場利用等で物理的にも視界的にも問題ないことが条件となります。）
2-76	38	第2部	第1章	1.4	材料及び機器 1) 使用機材メーカーについて	地元メーカーとは、構成市町に本店を持つ企業と考えてよいでしょうか。	本店または本社と考えてください。
2-77	39	第2部	第1章	1.5.1	3) 試運転期間中の副生成物等の取り扱い方法 (5) 不燃物	「原則、極力資源化すること」とありますが、資源化できなかった場合の取扱いをご教示願います。	事業者の責で処理をお願いします。
2-78	39	第2部	第1章	1.5.1	3) 試運転期間中の副生成物等の取り扱い方法 (7) 処理不適用物	「原則、極力資源化すること」とありますが、資源化できなかった場合の取扱いをご教示願います。	事業者の責で処理をお願いします。
2-79	39	第2部	第1章	1.5.1	試運転及び指導期間	試運転期間中の副生成物等の取扱い方法ですが、資源化は建設事業者が行うことになっていますが、資源化等委託先は運営段階での資源化等委託先と異なっても支障ないでしょうか。	可とします。
2-80	39	第2部	第1章	1.5.2	運転指導	本施設の運転指導に関して試運転期間内の90日とするとありますが、予備性能試験及び引渡し性能試験を含めた180日程度の試運転期間中に並行して実施するということがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-81	40	第2部	第1章	1.6.2	引渡性能試験(4)	「試験及びサンプリングについては原則1系列毎に実施すること。」とあります。処理生成物など1系列毎の採取が難しいものは、落札後に組合様と協議を行い、例外も認めていただけると考えてよろしいでしょうか。	協議に応じますが、原則1系列毎に実施できるよう工夫してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-82	43	第2部	第1章	1.6.5	性能試験の測定項目	表2-1N0.4における「焼却灰」の測定項目はストーカ方式を対象にしていると考えます。熔融方式（シャフト炉式、流動床式）の場合、本項目は該当しない（実施しない）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 熔融方式の場合は、スラグの重金属の溶出試験、含有量試験を実施することとします。
2-83	47	第2部	第1章	1.8.2	実施設計図書 1)プラント工事関係	「2)⑥火格子燃焼率」はストーカ方式を対象としていると考えます。熔融方式（流動床式）の場合には、炉床負荷を提示すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-84	53	第1部	第2章	2.1.4	火災対策	「2) 本施設での火災に対応するため、・・・防火水槽・・・を整備する。」と記載がありますが、事業用地（約1.7ha）全体を包含する消防水利を見込むものと考えてよろしいでしょうか。また、その場合の貯水量および設置個数についてご教示願います。	お見込みのとおりです。但し、消防水利の指導基準によるものとします。
2-85	55	第2部	第2章	2.2.1	ごみ計量機 4)特記事項 (4)その他 ①	「繁忙期に於いても・・・場外に出ることがないよう・・・」とありますが、場外とは県道を差し、東側道路での待機は可能と考えてよろしいでしょうか。	場外とは東側道路を指します。
2-86	56	第2部	第2章	2.2.2	5) (1)幅員（有効）	有効幅員【16】m以上と記載がありますが、P161 第2部 第4章 ③「ウプラットホームの有効幅員は18m以上」とあり、プラットホームの有効幅員は16m以上を正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-87	56, 161	第2部	第2章 第4章	2.2.2, 4.2.1	プラットホーム	2.2.2.5 (1)幅員(有効)に「有効【16】m以上」との記載があります。一方、4.2.1.2 (1)③ウに「プラットホームの有効幅員は18m以上」との記載があります。プラットホームの有効幅については、安全性、作業性に問題ないことを前提として16m以上を正と考えてよろしいでしょうか。	No.2-85を参照してください。
2-88	56	第2部	第2章	2.2.2 5). (1)	プラットホーム 主要項目	プラットホームの幅員有効【16】m以上とありますが、P.161③には18m以上との異なる記載があります。本頁の【16】m以上が正との理解でよろしいでしょうか。	No.2-85を参照してください。
2-89	56	第2部	第2章	2.2.2 6). (1)	プラットホーム 特記事項	「有効幅を確保したうえで、別途搬入車両が2台以上待機できるスペースを設ける」とありますが、ごみ投入扉の正面部分以外のエリアについては「有効幅」の対象範囲外と考え、待機スペースとして活用することができると考えてよろしいでしょうか。	待機スペースの考え方についてはお見込みのとおりです。
2-90	57	第2部	第2章	2.2.3 3). (4)	プラットホーム 出入口扉 主要項目	開閉時間について、開・閉速度とも【10】sec以内と記載されていますが、これは扉の開閉時間に関するものであり、連動するエアーカーテンの作動時間は含まないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-91	59	第2部	第2章	2.2.6 5)	ごみピット 特記事項	「(9)ごみピット室の換気回数は1回/h以上を条件とし、不足する場合は、「2.2.9脱臭装置」との並列運転を行う計画とする」とありますが、通常運転時は燃焼用空気の吸引による換気を基本とし、運用時の臭気に応じて脱臭装置を稼働させるものとさせていただきますか。	可とします。
2-92	61	第2部	第2章	2.2.8	3) 主要項目	『(6)投入口寸法 長さ(押込み方向)【1.6】m×幅【3.0】m』と記載がありますが、メーカー標準長さ(押込み方向)が1.5mのため、長さ寸法を1.6m程度としてよろしいでしょうか。	可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-93	62	第2部	第2章	2.2.9 5)	脱臭装置 特記事項	「(2)容量は、ごみピット室（換気計算上の容量はプラットホーム面より上部とする。）」とありますが、2段ピットの場合、2段目ピット側の容量は仕切り壁上端より上部と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。プラットホーム面より上部とします。
2-94	64	第2部	第2章	2.3.1	5) 特記事項 (11)	『(11)ホップシュート部は、水冷、または空冷ジャケットなどにより冷却すること。』と記載がありますが、シュート内面に耐火物ライニングにより耐熱保護を行う方法としてよろしいでしょうか。	耐火物によるライニングでも可としますが、ケーシング温度は、室温+40℃以下としてください。
2-95	74	第2部	第2章	2.5.1 5)	ごみ投入ホップ 特記事項	「(6)ホップの上端はホップステージ床から1.1m以上の高さを確保し」とありますが、P163には「4.2.1 2)⑤ホップステージ（ごみピット）オ 0.8m程度以上」との記載があります。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	1.1m以上を正とします。
2-96	74	第2部	第2章	2.5.2 3)	給じん装置 3)主要項目 (5)駆動方式	「【油圧方式】」とありますが、電動式でも給じん能力に問題が無い場合には電動方式の採用も可能でしょうか。	可とします。
2-97	75	第2部	第2章	2.5.3 5)	前処理破砕機 特記事項	「(1)複数基を【オフライン構成】で設置する」とありますが、オフライン構成の場合、ごみクレーンの負荷の増大により消費電力が増加すること、オンライン構成でも安定した稼働を実現していることから、オンライン構成を採用したく、万一目詰まりなどにより前処理破砕機が停止した場合においても、事業者の責任にて滞りなく処理が可能であることを条件に「オンライン構成」としてもよろしいでしょうか。	【 】書きであり、ごみ処理が滞らないことを条件に可とします。
2-98	78	第2部	第2章	2.5.6	残渣選別装置	1)残渣排出装置と2)砂分級装置の機能が一体となった機器を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
2-99	84	第2部	第2章	2.6.1	(5)特記事項②	「発電効率17.5%以上」は、循環型社会形成推進交付金のエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件である「エネルギー回収率17.5%以上」と読み替えてよろしいでしょうか。また、101頁の2.8.1 5) (3)の記載についても、同様の理解でよろしいでしょうか。	発電効率17.5%以上とします。
2-100	86	第2部	第2章	2.6.2 1) (4) (5)	ダスト払い落とし装置 1) スートブロワ	「付属品【アキュムレータ他】」とありますが、アキュムレーターから発生する蒸気は飽和蒸気であり、これをスートブロワに通すとチューブに衝突するミスト量が増加し、エロージョン・コロージョンを発生する懸念があります。なお、スートブロワにより一時的に消費蒸気量が増加しても、本案件規模の場合には買電が発生する程の影響は受けません。これらのことから、アキュムレータの設置については事業者提案によるものとしていただけないでしょうか。	可とします。
2-101	92	第2部	第2章	2.6.9	タービン排気復水器	(6)設計空気入口温度の条件をご提示願います。	鳥栖市の気象条件から設定してください。
2-102	95	第2部	第2章	2.7.1	2) 噴射ノズル (3) 主要項目 ③主要材質	『(3) 主要項目 ③主要材質【SUS310S】』と記載がありますが、ノズルメーカー標準の耐食性に優れたSUS316Lとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
2-103	101	第2部	第2章	2.9.1	押込送風機 3)主要項目	(6)風量調整方式に【回転数及びダンパ制御】とありますが、本案件の容量規模の場合、VVVFによる回転数制御の応答性はダンパ開閉制御に比べて劣ることはありません。また、消費電力量の低減が見込めることから「回転数制御」としてもよろしいでしょうか。	可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-104	104	第2部	第2章	2.9.6	誘引送風機 5) 特記事項	「(5)水冷の軸受装置を設置した場合は」とありますが、空冷の軸受装置の採用も可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-105	105	第2部	第2章	2.9.8	5) 特記事項 (6)	「内筒の部分補修が可能のように、外筒内に内筒を周回する階段もしくは折り返し階段を煙突頂部まで設け、高さ6m以内毎に踊り場を設置する。」とありますが、外筒屋上まで階段とするとペントハウスが必要となるため、最上段の踊り場から外筒屋上までの高さ3m程度はタラップとしてもよろしいでしょうか。	可とします。ただし落下防止対策を講じてください。
2-106	107	第2部	第2章	2.10.4	灰ピット	4) (5) 搬出装置の記載がありますが、灰クレーンで直接搬出車両に積み込む場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-107	110	第2部	第2章	2.11	溶融スラグ等処理設備	スラグやメタル等は「7日分貯留」とされていますが、焼却灰は「5日分の貯留、災害時にはフレコンバックで仮置き」とされていますが、それぞれの貯留日数の考え方の前提をご教示ください。異なる処理方式から事業者を選定する場合、提案の前提となる条件は公平にすることが必要と考えます。	施設全体で7日分は同じ条件です。
2-108	113	第2部	第2章	2.12	飛灰処理設備	「飛灰又は飛灰処理物を一時貯留できるものとし、それぞれ5日以上の貯留量を確保すること」とありますが、飛灰処理物についてはバンカ及びフレコンバックの貯留量の合計で5日以上を満足するものとしてよろしいでしょうか。	貯留方法の形式は限定していません。提案の内容でも可となります。
2-109	113	第2部	第2章	2.12	飛灰処理設備	「災害時を考慮し、施設全体で7日分の貯留が出来るよう配慮のこと」とありますが、平常時に飛灰のみの搬出を想定している場合には、搬出再開時の運用を考慮し飛灰で7日分保有できる設備を設け、飛灰処理物については7日分ではなく5日分のみ貯留できる設備を設けるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-110	115	第2部	第2章	2.12.4	混練機 4) 付属品 (3) 加湿水タンク (4) 加湿水注入ポンプ	(3) 加湿水タンク及び(4) 加湿水注入ポンプについては、プラント用水受水槽とプラント用水ポンプから送水可能ですので、本機器は必要に応じて設置するものとしていただけないでしょうか。	可とします。
2-111	115	第2部	第2章	2.12.4	混練機 4) 付属品 (5) 養生コンベヤ	今回、セメント添加はありませんので固化物強度をもたせる必要がないことから養生コンベヤは必須ではないと考えます。さらにバンカ方式の場合、処理灰の搬出タイミングに合わせて混練処理し処理後すぐに搬出することが可能なため、灰ピットのように長期間の貯留はしません。そのため、処理灰固着防止のに表面乾燥も必要性が低いことから、本機器を設置しない提案も可としていただけないでしょうか。	可とします。
2-112	115, 161	第2部	第2章 第4章	2.12.5 4.2.1	飛灰処理物貯留装置 2) (1) ④ 飛灰処理物 ピット	4.2.1 2) (1) ④では飛灰処理物ピットの記載があります。一方、2.12.5において飛灰処理物貯留装置の形式指定が無いことから、飛灰処理物貯留装置はバンカ形式またはピット形式のいずれでも構わないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 No. 2-107を参照してください。
2-113	116	第2部	第3章	2.13.1	1)	「本施設の運転及び維持管理に必要なプラント用水、生活用水は 上水もしくは 井水の利用とする。」とありますが、井水の利用については事業者の提案としてよろしいでしょうか。	No. 2-15を参照してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-114	125	第2部	第2章	2.15.2	雑用空気圧縮機 5) 特記事項	「(4)防音処理した部屋に設置する」とありますが、空気圧縮機については規則1.5mにおける騒音値が80dB(A)以下と高いことから、部屋の防音処理は不要としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-115	128	第2部	第2章	2.15.13	太陽光発電設備 3) (4) 表示場所	表示方法、表示場所についてはP.153の環境測定表示盤(蒸気タービン発電電力量)と兼用するなど事業者の提案を認めていただけないでしょうか。	可としますが、それぞれの発電量がわかるような表示としてください。 太陽光発電設備は発電目的よりは環境学習目的で設置することを含みおきください。
2-116	129	第2部	第2章	2.15.14	急速充電装置 5) 特記事項 (1)	急速充電装置の使用電力を中央監視制御装置に取り込み、グラフィックでの表示と帳票での管理をすることで計画してもよろしいでしょうか。	可とします。 急速充電装置は料金徴収機能を有するものとしてください。 なお、徴収した料金は組合に帰属します。
2-117	129	第2部	第2章	2.15.15	充電装置 5) 特記事項 (1)	充電装置の使用電力を中央監視制御装置に取り込み、グラフィックでの表示と帳票での管理をすることで計画してもよろしいでしょうか。	No. 2-115を参照してください。
2-118	132	第2部	第3章	3.1.3	5) 高圧変圧器盤	高圧変圧器を低圧配電設備の各主幹盤に収納し、共用盤とすることをご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-119	137	第2部	第3章	3.1.6	現場制御盤 2) (4) 主要機器 ⑦	電流計の設置は主要機器および一定容量以上の機器を対象として宜しいでしょうか。	可としますが、3.7kW以上は必須であり、それよりも小さい場合でも必要により設置するものとします。
2-120	138	第2部	第3章	3.1.6	シーケンスコントローラ盤 4) (5) 特記事項 ③	盤の塗装仕様は、基本的にメーカー標準とすること、と記載されていますが、P.142の3.1.8「盤の構造」に記載されている内容(塗装方法、塗装膜厚)を満足した上でのメーカー標準という認識でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-121	140	第2部	第3章	3.1.7	非常用発電設備 1) (3) 特記事項 ④	非常用発電機の周波数調整、回転数調整を中央制御室から行う必要はないため、現場操作および負荷状況による自動調整および同期検定装置による自動調整で計画してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりとします。
2-122	141	第2部	第3章	3.1.7	3) 直流電源装置 (3) 主要項目 ④ 交流入力	交流入力AC440Vとありますが、汎用性の高いAC200Vをご提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
2-123	142	第2部	第3章	3.1.8	1) 特記事項 (1)	前面枠及び扉の材質SS400とありますが、盤の材質として一般的に使用される冷間・熱間圧延鋼板(SPHC, SPHC, SECC, SEHC)を使用してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-124	148	第2部	第3章	3.2.3	1) (1) ① 中央監視装置 エ. 主要項目	グラフィック装置【LCD55】インチ以上×【2】台についてはP.151の表2-15「モニター設置場所」に記載のモニターと同一のものであり、ITVモニターで中央監視装置のグラフィックが見れるように計画することでよろしいでしょうか。	可とします。
2-125	155	第2部	第4章	4.1.1	2) 造成工事 (1)	「計画地盤高は、標高10.0m以上・・・土量バランスを考慮し、最適な計画地盤高を設定のこと」とありますが、建設発生土(杭残土を含む)を場外に搬出することのない計画で、工場棟の設計GLを標高10.0m以上とすることと考えて宜しいでしょうか。 また、浸水対策の対象外施設の計画地盤高は、標高10.0mを下回することは可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 敷地中心の標高を10.0m以上となるように計画してください。 なお、例えば、緑地広場は約2mの盛土高の対象外としても問題ありません。
2-126	156	第2部	第4章	4.1.1	5) (1) 仮囲い	東側道路も工事区域とし、工事開始時より通行禁止措置としてよろしいでしょうか。	No. 2-24を参照してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-127	156	第2部	第4章	4.1.1	7) 工事に係る周辺環境保全対策(3)	工事施工に伴い発生した濁水は、上澄水を事業用地にある側溝へ排水するとありますが、側溝の位置が不明ですのでご提示願います。	現在側溝はありません。事業者が整備してください。県道の雨水排水柵につないでください。
2-128	160	第2部	第4章	4.2.1.2). (1)	全体計画 受入供給設備	搬入車について、料金徴収は必要でしょうか。	料金徴収業務はありません。
2-129	160	第2部	第4章	4.2.1.2). (1)①ウ	全体計画 受入供給設備	登録車の定義をご教示願います。併せて1日あたりの登録車搬入台数をご教示願います。	委託と許可業者となります。搬入台数は、要求水準書P16のとおりです。
2-130	160	第2部	第4章	4.2.1.2). (1)①ウ	全体計画 受入供給設備	登録車以外の定義をご教示願います。併せて1日あたりの搬入台数をご教示願います。	委託と許可業者以外です。搬入台数は、1日数台程度です。
2-131	161	第2部	第4章	4.2.1	2)工場棟計画 ③ プラットホーム	プラットホームの有効幅員は18m以上とありますが、p.56に示された16mの前提で提案してよろしいでしょうか。	No.2-85を参照してください。
2-132	166	第2部	第4章	4.2.1.2). (14)	全体計画 分析室	水質分析を外部委託とする場合、分析室の設置を行わない提案も可能でしょうか。	可とします。
2-133	167	第2部	第4章	4.2.1.2). (17)	ペット等供養設備	年間の処理頭数、種類、大きさ、重量、1日あたりの最大予想受入頭数についてご教示願います。	年間延べ1000件程度（イノシシ等の大きいものは解体後の個数を計上）、種類は犬・猫・タヌキ・鳥・イノシシ等、1日あたりの最大予想受入頭数は延べ20件程度を想定しています。なお、受入方法、受入最大寸法等の条件については、事業者と協議により決定したいと考えています。
2-134	167	第2部	第4章	4.2.1.2). (17)	ペット等供養設備	ペット等小動物の専用炉は設置せず、本施設の「燃焼設備」もしくは「燃焼、溶融設備」にて処理するものと考えてよろしいでしょうか。また、その場合遺骨、遺灰の引き渡しは困難となりますので、引き渡しは無いものと考えてよろしいでしょうか。	前段、後段ともにお見込みとおりです。
2-135	167	第2部	第4章	4.2.1.2). (17)	ペット等供養設備	「①構成自治体内で受け取りののない小動物等を引き受ける。」とありますが、道路上で死んだ小動物も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。含まれる場合、搬入形態（段ボール、ビニールシート）をご教示願います。	前段はお見込みのとおりです。 後段は袋、段ボール入による搬入を想定してください。
2-136	167	第2部	第4章	4.2.1.2). (17)	ペット等供養設備	本施設への一般持ち込みは無いものと理解しています。ペットの持ち込みについてもバッカー車で持ち込まれると考えてよろしいでしょうか。	ペット等小動物は一般持ち込みがあると想定してください。 後段はNo.2-46を参照してください。
2-137	167	第2部	第4章	4.2.1.2). (17)	ペット等供養設備	「②供養するための祭壇を設置する」とありますが、供養するのは事業者であり、祭壇は炉室内等の関係者以外の入室できないエリアに設置するとの理解でよろしいでしょうか。	供養は持込者が行いますが、管理は事業者が行います。祭壇と合わせて受入室を炉室内以外に設置してください。
2-138	167	第2部	第4章	4.2.1	(17)ペット等供養設備	供養設備に持ち込まれた小動物は本施設で処理を行うと考えてよろしいでしょうか。その場合、提案の前提の年間処理頭数、種類をご提示願います。（現在の構成市町における市民持ち込み実績等）	前段はお見込みのとおりです。 後段はNo.2-132を参照してください。
2-139	167	第2部	第4章	4.2.1.2) (18). ⑩	その他関係諸室	「ごみホップレベルからのごみビット見学窓は、窓を洗浄できる機構を備える。」と記載がありますが、窓洗浄装置の方式は昇降式以外にも、見学窓と同一レベルに設置して洗浄する横引き方式の採用等、建設事業者にて提案してもよろしいでしょうか。	可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-140	167	第2部	第4章	4.2.1	2) (18) ⑩	4.2.1 2) (18) ⑩に「ごみホッパレレベルからのごみピット見学窓は、窓の洗浄できる機構を備える。」との記載があります。この記載は、事業者提案によりごみ投入ホッパレレベルに見学窓を設置する場合に適用すると考えてよろしいでしょうか。なお、同ページ(16)④に記載の通り、見学者動線上に設置するごみピット見学窓には自動窓洗浄装置を設置します。	お見込みのとおりです。
2-141	168	第2部	第4章	4.2.1 3). (3) ⑥	組合事務室、応接室 書庫	「管理事務室等」と記載ありますが、「組合事務室」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-142	169	第2部	第4章	4.2	3) 管理棟計画 (11) 調理室	要求水準書216ページ2.8.8に記載がありますが、調理室の利用に関して、利用者からの受付や調理室の維持管理は委託者との理解でよろしいでしょうか。	受付は組合、維持管理は運営事業者が行います。
2-143	169	第2部	第4章	4.2.1	大会議室(研修室兼 用、議会会議室兼用)	想定しておられる議会用什器等の内容をご提示お願いします。	議場にふさわしく、設置の容易な机と椅子を準備してください。 (通常は倉庫で保管します。) また、大会議室の照明は照度を調整できる機能付きとしてください。
2-144	171	第2部	第4章	4.2.1	4) 煙突 (1)	「外筒は高さ平均GL【+59】m以下・・・」とありますが、このGLは計画地盤高を決める際のベースとなる7.87mと考えるとよろしいでしょうか。	盛土分を含めた高さ（完成時の地盤高さ）とお考え下さい。
2-145	171	第2部	第4章	4.2.2 1). (2)	構造計画 基本方針	「原則として、建物本体とプラント設備の積載荷重が大きい各設備室等主要機器の基礎及び架構は、建築物本体と完全に切り離れた独立構造とし必要な強度、剛性を保有すること」と記載されていますが、ボイラー鉄骨等のプラント架構については、上部構造は建築物本体と切り離し建築物へ水平力が伝わらない構造としますが、基礎については、振動伝搬の影響がないことを十分考慮した上で、基礎の剛性や強度を高めるため、基礎を建築物本体と一体化させるなどについては、建設事業者の提案とさせていただきますもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-146	172	第2部	第4章	4.2.2	構造計画 1) 基本方針 (7)	「浸水対策・・・よって計画地盤高さは敷地中心が標高10.0m以上となるよう盛土を行い、工場棟・管理棟・計量棟・駐車場の主要施設・・・」とありますが、5mの浸水対策を行う施設は工場棟及び特高受電建屋のみと考えるとよろしいでしょうか。	少なくとも工場棟及び特高受電建屋は5mの浸水対策を行ってください。なお、施設全体として、継続的な運転ができるような浸水対策や方策を講じてください。 あわせて、No. 2-36を参照してください。
2-147	172	第2部	第4章	4.2.2 1). (7)	構造計画 基本方針	浸水に耐えうる高さまでRC造とすると記載がありますが、計量棟については、P.177に「S造、一部RC造を基本とし、提案によるものとする」の記載に準じると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、「浸水に耐えうる高さまでRC造とする。」は、「浸水に耐えうる高さまでRC造とするなど対策を行う。」と読み替えるものとします。
2-148	172	第2部	第4章	4.2.2	2) 構造計算	「単位体積重量」とありますが、要求水準書p.15「5.5 計画ごみ質」に記載のある「ごみ」の単位体積重量を示すものと考えてよろしいでしょうか。また、ごみピット容量算定時の単位体積重量は、要求水準書p.59「2.2.6 ごみピット 3) 主要項目」にある0.24t/m <sup>3</sup> を使用するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-149	175	第2部	第4章	4.2.3	1) 工場棟 (6) 建具 ②窓	「アルミ製建具(管理部は断熱タイプ)」の断熱タイプのアルミサッシとは、2)管理棟の(5)建具②窓に記載のペアガラスを組み込んだアルミサッシと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、特殊膜 [Low-E] タイプとしてください。
2-150	177	第2部	第4章	4.2.3 4). (4)	建築仕様 煙突	「内部階段 S造(溶融亜鉛メッキ処理仕上)」とありますが、屋内の階段以外の煙突鉄骨は亜鉛メッキの指定がないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-151	183	第2部	第4章	4.3.7.2) ⑤	緑地広場工事 設計基準	「工事による発生土は原則として敷地内で運用する」とあり、P180 4.3.1.3)にも同様の記載があります。原則は敷地内で運用するものとし、必要に応じて場外処分を行うことも建設事業者の提案としてよろしいでしょうか。	可とします。
2-152	183	第2部	第4章	4.3.8.2)	門、囲障工事 門扉	管理エリア（緑地広場含む）の出入りは24時間自由でしょうか。もしくは、門に施錠する場合には、施錠時間をご教示ください。	管理エリア（緑地広場含む）の出入りは基本的に夜間は不可とします。具体的な時間は運営事業者と協議して決定します。
2-153	189	第2部	第4章	4.4.2 2)(1)③	換気設備工事	炉室の換気種別については機械換気を基本とした、事業者提案によるものとしてよろしいでしょうか。	可とします。
2-154	200	第3部	第1章	1.1.8	地元雇用・地元企業への配慮	地元雇用については組合構成市町内の鳥栖・三養基西部溶融資源化センター及び脊振広域クリーンセンターの運転員等次期ごみ処理施設で雇用希望する者を優先的に雇用することとありますが、必要要員を確保するため別途採用が必要な場合において、組合構成市町内在住者に限定する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	地元雇用とは、組合構成市町内在住者（住民票を有する者）又は組合構成市町内の既存施設（鳥栖・三養基西部溶融資源化センター及び脊振広域クリーンセンター）の運転員等をいいます。別途採用者は、地元雇用に限定する必要はありませんが、地元を優先した採用に努めてください。
2-155	200	第3部	第1章	1.1.8	地元雇用・地元企業への配慮	「鳥栖・三養基西部溶融資源化センター及び背振広域クリーンセンターの運転員として従事している者で、次期ごみ処理施設の運転員等として雇用を希望する者を優先的に雇用すること」とありますが、現在、それぞれのセンターに該当する方は何名配置されているのでしょうか。	No.1-29を参照してください。
2-156	200	第2部	第4章	1.1.8	1.1.8 地元雇用・地元企業への配慮	地元雇用とは、「組合構成市町内の廃棄物処理事業を熟知した人材（鳥栖・三養基西部溶融資源化センター及び脊振広域クリーンセンターの運転員等として従事している者で、次期ごみ処理施設の運転員等として雇用を希望する者）を雇用することと考えてよいでしょうか。	No.2-153を参照してください。
2-157	201	第3部	第1章	1.2.1.3)	業務実施体制	「運営開始後2年間以上は、現場総括責任者として、発電設備を有しており複数の炉で構成されている一般廃棄物処理施設での運転実績を有する専門の技術者を専任で配置すること」とあります。一方、入札説明書P11には「運営開始後最低3年間配置できること」と記載されています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	3年を正とします。
2-158	201	第3部	第1章	1.2.2		(10)安全管理者、(11)衛生管理者について、人数に応じ選任義務が生じると考えますが、関係法令に基づいた資格者を配置することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-159	206	第3部	第2章	2.2.2.5)	搬入管理	組合は不定期に展開検査を行うと記載がありますが、月または年間の想定回数をご教示願います。	年数回程度を想定してください。
2-160	208	第3部	第2章	2.2.8	施設運転中の計測管理 表3-1	排ガスの区分中、【第3者機関による分析】という記載がありますが、計測管理頻度が都度又は連続となっている項目等を除く他の項目についても、原則【第3者機関による分析】を要するものと考えてよろしいでしょうか。	一酸化炭素、二酸化炭素を除き第3者機関による分析を行うものと考えてください。
2-161	215	第3部	第2章	2.8.4	施設設備・防犯 4)	「管理棟内の警備員詰所に警備員を配置(夜間を除く)すること。ただし、管理事務室にて業務を行っている時間は、管理事務室が兼務してもよい。」とあります。警備員の配置は管理事務室の業務がなされていない、土日と年末年始の昼間のみと考えてよろしいでしょうか。	土日祝日の昼間と考えてください。年末年始は除きます。時間は運営事業者と協議して決定します。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-162	215	第3部	第2章	2.8.4	施設警備・防犯	「管理棟内の警備員詰所に警備員を配置（夜間を除く。）すること。ただし、管理事務室にて業務を行っている時間は、管理事務室が兼務してもよい。警備員は運営事業者が用意すること。」との記載がありますが、警備員の配置は管理事務室の担当者が不在である土日の8:30～18:00のみと考えてよろしいでしょうか。また、宿泊者がいるときも夜間の警備員の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。	前段はNo. 2-160を参照してください。 後段は、お見込みのとおりです。
2-163	215	第3部	第2章	2.8.4	施設警備・防犯	4)「ただし、管理事務所にて業務を行っている時間は、管理事務所が兼務してもよい。」とありますが、その場合、警備員詰所を不在にして、管理事務所に連絡できる手段（表示板、電話など）を配備すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-164	216	第2部	第2章	2.8.6	周辺住民への対応	周辺住民対応として、専用電話や来場者受付スペース等の設置および対応要員の常駐配置は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 混乱なく速やかに対処できるよう配慮してください。
2-165	216	第3部	第2章	2.8.7	施設見学者対応	行政視察の年間回数をご教示願います。 また、一般見学受入実績回数をご教示願います	要請に応じて実施するため行政視察の回数は想定できませんが、建設当初は多いことが想定されます。 一般見学の受入実績回数は、平成30年度は102件（鳥栖・三養基94件、脊振8件）となっております。
2-166	216	第3部	第2章	2.8.8	施設見学以外の住民の施設利用	住民の施設利用に対する積極的支援と有りますが、具体的にはどのような支援をお考えでしょうか。また、年間の利用回数はどのぐらいでしょうか。ご教示願います。	会議室、調理室、浴室等の管理及び清掃等を想定しています。要請に応じて実施するため、回数は想定できません。
2-167	216	第3部	第2章	2.8.8	施設見学以外の住民の施設利用	地元学生の職場体験と記載が有りますが、対象者は中学生、高校生又は大学生のいずれかでしょうか。また、年間の人数や回数をご教示願います。	要請に応じて実施するため、回数は想定できません。
2-168	216	第2部	第2章	2.8.9	6)	緑地広場にある遊具の管理を行うとありますが、管理の具体的な内容についてご教示願います。	定期的な点検管理、清掃等を想定しています。
2-169	216	第3部	第2章	2.8.9	環境学習施設・啓発施設の管理、定期的なイベント開催	想定しておられる定期的イベントの頻度をご提示ください。	事業者からの提案を求める事項です。
2-170	216	第3部	第2章	2.8.10	駐車場対応	コイン式洗浄機の売り上げの帰属は委託者との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-171	226	第5部	第1章	1.1.3	労働衛生管理・作業環境管理 9)	従事者個人の健康診断実施結果等は個人情報となる為、社内コンプライアンス上組合への報告は困難と思慮いたしますが如何でしょうか。	運営事業者と協議の上で決定します。 事故等発生時に発注者として問題にならないレベルでの報告は受けたいと考えています。
2-172	226	第5部	第1章	1.1.6	想定されるリスクの回避・緩和	リスクに対する検討結果の組合への具体的な報告内容・方法については別途組合との協議によるものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-173	226	第5部	第1章	1.1.8	地元貢献	残渣資源化業務は、残渣資源化企業の工場等で行われます。 想定しておられる地元貢献の内容を例示いただけませんかでしょうか。	事業者からの提案を求める事項です。 例えば、運営事業者が提案する地域貢献項目を協働で実施することも考えられます。
2-174	228	第5部	第1章	1.3.1	資源化处理等マニュアル及び残渣資源化等業務実施計画書の作成、更新 5) (2) ③	本件資源化対象物について、貴組合からの受託分のみをもって山元還元処理する事は不可能な為、貴組合分相当の資源化物の売却金額は算出する事ができず、本項については対応できません。 仮に、資源化対象物の資源化実績の確認ということであれば、別途協議により方法等を決定し、業務マニュアルに反映すると理解してよろしいでしょうか。	協議します。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-175	230	第5部	第2章	2.2.1	資源化等処理記録報告 1) (2)	本件資源化対象物について、貴組合からの受託分のみをもって選別して山元還元処理する事は不可能な為、貴組合分相当の資源化物の売却金額は算出する事ができず、本項については対応できません。仮に、資源化対象物の資源化実績の確認ということであれば、別途協議により方法等を決定し、業務マニュアルに反映すると理解してよろしいでしょうか。	協議します。
2-176	230	第5部	第2章	2.2.2	情報管理 3)	「・・・作成した管理記録等は組合に提出する事」とありますが、具体的な提出方法・内容については別途組合との協議によるものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-177	231	第5部	第2章	2.3.2	組合との定例会議への参加	組合への資源化等処理の状況報告については別途要求水準書内にデータ及び書類にて行う旨の記載がある中で、定例議会への参加等については残渣資源化等業務の範疇を超えたものであるため、対応困難と思慮いたしますが如何でしょうか。	事業者と協議の上で決定します。必要に応じて定例会議に参加するものとします。 なお、残渣資源化等業務の報告であり、この報告を以って委託費を支払うため、範疇を超えたものとは考えていません。
2-178		添付資料4			井水水質検査結果	生活用水もしくはプラント用水に適用可能か判断するために必要となりますので、建設予定地内における水質検査結果もご教示いただけないでしょうか。	調査結果はありません。
2-179		添付資料4			井水水質検査結果	井水水質検査結果の観測孔一北以外に井水水質の飲料水基準の検査結果があればご教示願います。	調査結果はありません。
2-180		添付資料5			事業範囲及び条件図	「※「上水」「下水」取合点は、県道から入る東側道路とします。」とありますが、添付資料7埋設管等において県道から入る東側道路（里道）には、下水道管がありませんので、下水道の取合点をご教示願います。	No. 2-19を参照してください。
2-181		添付資料5			事業範囲及び条件図	資料左中央部分に「建設用地の計画地盤高は、県道交差部に対しGL+2.0m以上とし、敷地中心の標高はGH=10.0m以上となるように盛土を行う」と記載ありますが、敷地中心の位置と範囲をご教示ください	排水勾配を考慮して、事業者の提案する施設配置に応じて想定してください。
2-182		添付資料5			事業範囲及び条件図	「建設用地の計画地盤高は、県道交差部に対しGL+2.0m以上～となるように盛土を行う」と記載ありますが、建物の最高高さの起算点は盛土天端（計画地盤）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。No. 2-11をご参照ください。
2-183		添付資料5			事業範囲及び条件図	事業範囲外と記載されている鉄塔に係る計画条件があればご教示願います。 (鉄塔へのアクセス条件、フェンス廻りの必要平地スペース、フェンス更新の要否など)	鉄塔へのアクセス条件は事業者で通常要求される条件を想定してください。 フェンス廻りの必要平地スペース、フェンス更新の要否に関する条件はないものとお考えください。
2-184		添付資料5			事業範囲及び条件図	「現道付替工事」との記載がありますが、改修後の県道（付替道路交差点箇所を含む）に接する側の敷地境界線上の高さが分かる資料をご提示願います。	資料を追加提示します。 希望者は入札説明書P20 第5章1 (12) 事務局まで問い合わせください。
2-185		添付資料5			事業範囲及び条件図	移設工事が必要な埋設管（上下水道、雨水排水管等）及び電柱の既存の状況は「添付7埋設管等（ゴミ施設交差点占有物状況平面図）」と理解してよろしいでしょうか。なお、里道内の既設構造物は上水道及び電柱（④）のみのようですが、その他の埋設構造物等があればご教示願います。	資料を追加提示します。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
2-186		添付資料5			事業範囲及び条件図	堤防保護のための2Hルールの基線（河川区域の境界線）は西側の敷地境界線と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-187		添付資料5			事業範囲及び条件図	資料に記載されている敷地中心の標高GH=10.0m以上=GL+2.194m以上との理解でよろしいでしょうか。また、敷地中心とは工場棟部分を指すと考えてよろしいでしょうか。	敷地中心付近はGH=9.0m～9.5m程度であり、この辺りを標高GH=10.0m以上にするとの条件です。後段はNo. 2-180を参照してください。
2-188		添付資料7			埋設管等	事業用地北側境界付近に工業用水用の工水管が記載されていますが、本工事に影響のない敷地外に敷設されていると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
2-189		添付資料7			埋設管等	事業用地北側から南側に向けて上水の引込み管が記載ありますが、その他に埋設されているものがあればご開示ください。	No. 2-184を参照してください。

### 3 落札者決定基準に対する質問

質問はありませんでした。

#### 4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
4-1	第1号					※4「1～11まで1つのエクセルファイルで作成し・・・。」とありますが、質問の分類は10種類のため「1～11まで・・・」ではなく、「1～10まで・・・」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-2	第2、3、4、5、8号				グループ名	各様式に「グループ名」の記入欄があります。「グループ名」とは後日、貴組合より参加資格確認結果通知書により通知を頂けるものであるため、今回は未記入で提出するとの理解でよろしいでしょうか。	「グループ名」には、入札参加者自身で設定したグループ名（代表企業名等を付けたグループ名等）を記入してください。組合より通知する名称は、「受付グループ名」となります（入札説明書P26参照）。
4-3	第2号他	-	-	-	グループ名	参加資格確認申請書類として提出する様式第2号～第8号において、「グループ名」を記載する箇所がございますが、こちらには、代表企業名を記載すればよろしいでしょうか。	No. 4-2を参照してください。
4-4	第4号	-	-	-	-	「次期ごみ処理施設整備・運営事業において、[] が設立を予定…」とありますが、[] 内には共同企業体の代表者、及び構成員の名称を記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-5	第5号	-	-	-	-	様式第5号については、応募グループ全体で1枚提出をよろしいでしょうか。それとも構成員・協力企業毎に記入・提出が必要でしょうか。 (5の連絡先には各構成員・協力企業ではなく、代表企業の連絡先を記載すればよろしいでしょうか)	応募グループ全体で1式となります。 (5の連絡先は、代表企業の連絡先となります)
4-6	第5号 [2/4]	6 添付書類	構成員及び協力企業について必要な書類	-	使用印鑑届	復代理人を選任する場合、使用印鑑届に替えて復代理人の委任状(様式第7号)を提出すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。また、参加資格申請書(様式第5号)および参加表明書(第2号)の申請者について、復代理人を選任する場合は、委任状(様式第7号)を提出することで、復代理人で書類を作成して提出すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	各書類の提出者、申請者及び契約者は、代表者(組合構成市町又は佐賀県の最新の競争入札参加者名簿の登録者)となります。組合構成市町と佐賀県とで登録者が異なる場合(本店又は本社、支店又は営業所等)で、支店又は営業所等が入札・契約する場合には、委任状(様式第7号)を提出してください。
4-7	第5号[2/4]	6 添付書類	構成員及び協力企業について必要な書類	-	印鑑証明書 法人登記簿謄本	印鑑証明書および法人登記簿謄本について、写しの提出でよろしいでしょうか。	使用印鑑届以外の各添付書類は、写し、原本のいずれでも構いません。
4-8	第5号	6	-	-	印鑑証明書 法人登記簿謄本	印鑑証明書、法人登記簿謄本については、正本は原紙、副本は原紙の写しを提出すればよろしいでしょうか。	No. 4-7を参照してください。
4-9	第5号	6	-	-	納税証明書	納税証明書は、納税証明書様式その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書の写しを提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-10	第5号	6	-	-	納税証明書	納税証明書(法人市民税)につきましては、各企業が入札参加資格申請に登録している本社または委任先の市町村が発行する証明書を提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-11	第5号	6	-	-	会社概要	会社概要については、会社カタログやHP掲載内容等の提出と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

4-12	第5号 [2/4], [3/4]	6 添付書類	本施設の建築物(プラント設備)の設計・施工を行う者	-	-	指定様式以外の書類は、写しの提出でよろしいでしょうか。(一級建築士事務所登録を証明する書類、特定建設業の許可を受けていることを証明する書類、経営事項審査総合評定値通知書)	お見込みのとおりです。
4-13	第5号	6	-	-	証明書類	残渣運搬業務を実施するために必要十分な施設を所有していることを証明する書類、残渣の資源化等施設が稼働していることを証明する書類は何か必要ですか。	車両を有することや施設が稼働していることが確認できる資料(車検証の写し、会社パンフレット等)で構いません。
4-14	第7号	-	-	-	委任状(代理人)	本様式の表題が「委任状(代理人)」となっておりますが、様式第6号「委任状(代表企業)」の「2 委任事項(6)復代理人の選任について」に関連する委任状(復代理人)の様式と理解してよろしいでしょうか。	No. 4-6を参照してください。
4-15	第8号-2、3					「※ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設を証する書類」とありますが、「証する書類」とは発注仕様書の抜粋等の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、施設パンフレットに明記されている場合には、パンフレットでも構いません。
4-16	第8号-5	-	-	-	-	技術者の配置に係る誓約書については、各技術者・技術管理者を配置する企業ごとではなく、代表企業が代表して記名・押印するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-17	様式15号-2-1(別紙1)					水銀の停止基準は25 $\mu$ g/m <sup>3</sup> Nとされています。改正大防法では、廃棄物焼却施設は新設の場合で30 $\mu$ g/m <sup>3</sup> Nが排出基準とされていますが、停止基準設定の考え方をご教示ください。また、停止基準超過時の対応についてご教示ください。	停止基準値は、組合の方針です。超過時には、施設を停止します。要求水準書、運営業務委託契約書(案)をご参照ください。
4-18	第15号-2-2(別紙1)					運営期間を通した温室効果ガス排出量について、基準ごみで運営期間30年分の排出量を算出するという事よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-19	第16号-2-1(別紙5)					2.年度別計画搬入量は要求水準書P.14 5.2 表1-5 計画処理量を記入すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-20	様式16号-3-1(別紙1)					地元雇用とは、本組合構成市町の住民票を有する者又は組合構成市町内の既存施設(鳥栖・三養基西部溶融資源化センター及び脊振広域クリーンセンター)の運転員等とするとされています。既存施設の運転員等について ①雇用の検討にあたり、現在の人数、職種、年齢層、処遇条件をご教示ください。これらの前提が不透明で、実行段階で検討前提との乖離が発生した場合、提案の地元雇用が大幅に未達となる可能性があります。 ②雇用を予定していた既存施設の運転員等が、本人の事情等で勤務を希望せず地元雇用の提案が未達となった場合は、ペナルティの対象外と考えてよろしいでしょうか。	①No. 1-28を参照してください。 ②個別に判断することとなりますが、地元雇用に努める必要があります。

5 基本協定書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
5-1	3	第5条	2		事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	<p>構成員は、落札者を構成する他当事者の連帯責任までは負いかねるため、以下への見直しをお願いします。</p> <p>前項の規定により、発注者が事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、落札者を構成する当事者のうち前項に該当する者は、落札金額（落札者の入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額をいう。以下同じ。）の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない</p>	原文のとおりとします。
5-2	4	第5条	3		事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	<p>構成員は、落札者を構成する他当事者の連帯責任までは負いかねるため、以下への見直しをお願いします。</p> <p>発注者に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、落札者を構成する当事者のうち第1項に該当する者は、発注者に対して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、発注者は落札者を構成する当事者のうち第1項に該当する者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する当事者のうち第1項に該当する者は、発注者に対して賠償金の支払いの義務を負うものとする。</p>	原文のとおりとします。
5-3	4	第6条	2		談合その他不正行為に対する措置	<p>構成員は、落札者を構成する他当事者の連帯責任までは負いかねるため、以下への見直しをお願いします。</p> <p>前項の規定により、発注者が事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、落札者を構成する当事者のうち前項に該当する者は、落札金額の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	原文のとおりとします。
5-4	4	第6条	3		談合その他不正行為に対する措置	<p>構成員は、落札者を構成する他当事者の連帯責任までは負いかねるため、以下への見直しをお願いします。</p> <p>発注者に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、落札者を構成する当事者のうち第1項に該当する者は、発注者に対して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、発注者は落札者を構成する当事者のうち第1項に該当する者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する当事者のうち第1項に該当する者は、発注者に対して賠償金の支払いの義務を負うものとする。</p>	原文のとおりとします。
5-5	5	第8条	2		事業契約の不成立	<p>佐賀県東部環境施設組合議会において建設工事請負契約の締結が否決された場合は、発注者及び落札者のいずれの責めにも帰すことができないものとするがあります。</p> <p>入札参加資格審査を通過した応募者1社のみが入札に参加し、予定価格以下で落札した案件で、競争環境が構築できなかったとして議会で否決された事例がありますが、本件も同様の議会否決リスクがございますでしょうか。</p>	応募者が1者の場合でも本入札は成立しますが、議会における判断は不明です。

5-6	5	第8条	3	事業契約の不成立	<p>構成員は、落札者を構成する他当事者の連帯責任までは負いかねるため、以下への見直しをお願いします。</p> <p>落札者の責めに帰すべき事由により事業契約が本契約として成立しなかった場合、落札者を構成する当事者のうち落札者の帰責事由を生じさせた者（以下「要因者」という。）は、落札金額の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	原文のとおりとします。
5-7	5	第8条	4	事業契約の不成立	<p>構成員は、落札者を構成する他当事者の連帯責任までは負いかねるため、以下への見直しをお願いします。</p> <p>発注者に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、要因者は、発注者に対して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、発注者は、要因者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、要因者は、発注者に対して賠償金の支払いの義務を負うものとする。</p>	原文のとおりとします。

6 基本契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
6-1	6	第17条			運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証	構成員は、落札者を構成する他当事者の連帯責任までは負いかねるため、本条の削除をお願いします。 運営事業者は、運営業務委託契約第55条にて、委託者に生じた実際の損害額の全額の賠償義務を負っています。	原文のとおりとします。なお、本条の規定は、運営事業者の損害賠償義務等について構成員が連帯して保証するものであり、運営事業者以外の落札者を構成する他当事者に関するものではありません。
6-2	6	第18条			残渣運搬事業者の損害賠償義務等の履行の保証	構成員は、落札者を構成する他当事者の連帯責任までは負いかねるため、本条の削除をお願いします。 残渣運搬事業者は、残渣運搬業務委託契約第40条にて委託者に生じた実際の損害額の全額の賠償義務を負っています。	原文のとおりとします。なお、本条の規定は、残渣運搬事業者の損害賠償義務等について運営事業者が連帯して保証するものであり、構成員には連帯保証を求めています。
6-3	6	第18条			残渣運搬事業者の損害賠償義務等の履行の保証	残渣運搬業務を実施する企業は、組合様が行う資格審査も受けた十分な履行能力を有する企業であり、各業務委託契約で契約保証金も担保されています。 また運営事業者(S P C)による連帯保証は効力を持たず、事業の安定性に影響を及ぼすことが懸念されます。本条項を削除していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
6-4	6	第19条			残渣資源化等事業者の損害賠償義務等の履行の保証	構成員は、落札者を構成する他当事者の連帯責任までは負いかねるため、本条の削除をお願いします。 残渣資源化等事業者は、残渣資源化等業務委託契約第39条にて委託者に生じた実際の損害額の全額の賠償義務を負っています。	原文のとおりとします。なお、本条の規定は、残渣資源化等事業者の損害賠償義務等について運営事業者が連帯して保証するものであり、構成員には連帯保証を求めています。
6-5	6	第19条			残渣資源化等事業者の損害賠償義務等の履行の保証	残渣資源化業務を実施する企業は、組合様が行う資格審査も受けた十分な履行能力を有する企業であり、各業務委託契約で契約保証金も担保されています。 また運営事業者(S P C)による連帯保証は効力を持たず、事業の安定性に影響を及ぼすことが懸念されます。本条項を削除していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
6-6	6	20	1		本施設における電気事業法上の責任等	ここでいう受注者は、電気事業法上の「設置者」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 7 建設工事請負契約書（案）に対する質問

質問はありませんでした。

8 運營業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
8-1	4	9	1		知的財産権	「委託者が受託者に対して提供した情報、書類、図面等に関する著作権その他の知的財産権（委託者に権利が帰属しないものを除く。）は、委託者に帰属する。」とありますが、建設工事請負契約書（案）第5条の2に合わせ、「著作者の権利の帰属は、著作権法（昭和45年法律第48号）の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するもの」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
8-2	11	36	2		ごみ質	「受託者は、計画ごみ質を逸脱した処理対象物の処理に要する費用の増加分について、当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。」とありますが、当該増加分について、お支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条項に規定のとおり、委託者が費用増加に関する内容に同意した場合には、支払います。 高質ごみから低質ごみの範囲は基本的に処理できることが条件であり、その範囲に収まる場合は、計画ごみ質を逸脱したと捉えていないことに留意してください。
8-3	13	43	1		不可抗力によって発生した費用等の負担	第56条において本施設の所有権は委託者に帰属するものとするとの記載があります。不可抗力の発生によって「受託者」に発生する損害・損失又は追加費用とは、受託者が購入したパソコン等のOA機器や電化製品他什器等との理解でよろしいでしょうか。	損害・損失又は追加費用とは、本業務の実施のための費用であり、受託者が購入又は持ち込んだ受託者の財産は該当しません。
8-4	26	別紙5			本施設の要監視基準及び停止基準（第27条、第28条、第29条）	水銀の停止基準は25 $\mu$ g/m <sup>3</sup> Nとされています。改正大防法では、廃棄物焼却施設は新設の場合で30 $\mu$ g/m <sup>3</sup> Nが排出基準とされていますが、停止基準設定の考え方をご教示ください。 また、水銀の停止基準判断方法が【 】とされていますが、停止基準超過時の対応には各社の提案でよろしいでしょうか。	No. 4-16を参照してください。 また、停止基準超過時には施設を停止します。判定方法をご提案ください。

9 残渣運搬業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
9-1	16	別紙2			残渣運搬業務委託料 (第 28 条及び第 29 条)	入札説明書別紙 3 に基づき記載するとありますが、入札説明書別紙2と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

10 残渣資源化等業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
10-1	1	1	2		総則	「運搬車両にて」とありますが「資源化処理施設にて」等ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。
10-2	1	1	4	(3)	総則	「不可抗力」の例示がされていますが、例えば、想定を超える経済情勢や社会情勢の激変も不可抗力と考えられます。例示に囚われず、時々の状況により判断されると理解してよろしいでしょうか。	原文のとおりです。その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、委託者及び受託者のいずれの責にもきすことができないかどうかで判断します。
10-3	3	7			再委託の禁止	廃掃法上では一般廃棄物の場合、産業廃棄物とは違い委託者の承認を得たとしても再委託は禁止されており、本条は廃掃法違反に当たると聞いておりますので、本条を削除いただくか、削除できない場合は、本当に本条の様な内容が廃掃法違反に当たるか否か環境省へご確認の上、ご回答をお願いします。	本条の規定により、廃掃法で禁止されている再委託に該当する業務内容を再委託することを認めるものではありません。
10-4	5	16	3		残渣の資源化等	本項記載の受託者による「返送」は、委託者の承認を得たとしても再委託を禁止した廃掃法違反に当たると聞いております。「返送」ではなく、委託者による「引取」と修正していただくか、それが出来ない場合は、本当に本条項の内容が廃掃法違反に当たるか否か環境省へご確認の上、ご回答をお願いします。	本条の規定により、廃掃法で禁止されている再委託を認めるものではありません。
10-5	5	16	3		残渣の資源化等	「受託者は、残渣を受け入れた後は、残渣が資源化等に適さない場合であっても、本施設に返送してはならない。」とありますが、資源化等に適さない原因が委託者にある場合は、返送することができ、返送に掛かる費用については委託者の負担として頂くことは可能でしょうか。	残渣の性状が資源化等に適さない原因が委託者の責による場合には、費用負担は委託者としますが、残渣の性状管理は運営事業者の責となります。
10-6	5	16	3		残渣の資源化等	資源化等に適さない原因が委託者にある場合は、返送することができ、返送に係る費用については委託者の負担としていただきたく願います。	No. 10-5を参照してください。
10-7	5	17			債務不履行の原因究明等	債務不履行とは（総則）第1条2項で規定された、要求水準書等及び提案書に示された残渣資源化業務の一部もしくは全部が履行されていない状態を指すと解して宜しいでしょうか？また、第5条5項も含まれていると理解してよろしいでしょうか。	基本契約、本残渣資源化等業務委託契約、要求水準書等及び提案書に基づく義務を果たしていない状態を指します。第5条第5項も含まれます。
10-8	5	18	3、4		処理できない場合の措置	第3項もしくは第4項の事態になった場合、受託者は第27条の残渣資源化等業務委託料の請求をすることができ、かつ他の事業者等への委託費用等は全て受託者の負担となると理解してよろしいでしょうか。	ご質問の場合には、受託者は資源化等を行っていないため、受託者は委託料を請求することはできません。
10-9	6	21	3		残渣の性状	「受託者に引き渡される残渣の性状が、受託者が資源化等可能な性状から著しく逸脱し、かかる状態が将来にわたって継続すると認められる場合は、委託者、受託者及び運営事業者の3者で協議を行うものとする。」とありますが、資源化可能な性状から著しく逸脱した残渣は受託者へは引き渡さない事へ変更頂くことは可能でしょうか。	本条項は一時的ではない性状の逸脱の場合の規定ですので、原文のとおりとします。
10-10	6	21	3		残渣の性状	資源化可能な性状から著しく逸脱した残渣は受託者へ引き渡さないようにしていただきたく願います。	No. 10-9を参照してください。
10-11	6	23	2、4		環境管理業務	「環境基準の遵守状況を確認し、その状況について受託者に報告する」、「作業環境管理基準の遵守状況を確認し、その状況について受託者に報告する」とありますが、具体的な報告方法・内容については別途組合との協議によるものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

10-12	11	36			解除に関する協議	本条項では、社会情勢、市場の動向又は新たな技術の普及状況等と乖離が生じている等の理由により委託者が一方的に契約を解除出来る一方、受託者は契約を解除出来ません。受託者の方からも契約を解除出来るようにして頂くことは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
10-13	11	36			解除に関する協議	本条項では、社会情勢、市場の動向又は新たな技術の普及状況等と乖離が生じている等の理由により委託者が契約を解除出来る一方、受託者は契約を解除出来ません。受託者からも契約の解除について協議及び解除を行うことが出来るようにお願いいたします。	No. 10-12を参照してください。
10-14	14	47	2		知的財産権	「・・・委託者の裁量により・・・」とありますが、著作権及び知的財産権利用の権利及び権限については委託者・受任者間での協議によるものと理解して宜しいでしょうか。	原文のとおりですが、内容に応じて協議は行います。
10-15	16	別紙2			資源化等業務委託料 (第 28 条及び第 29 条)	入札説明書別紙 3 に基づき記載するとありますが、入札説明書別紙2と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10-16	16	別紙2			残渣資源化業務委託料	「入札説明書別紙3に基づき記載する」とありますが、「入札説明書別紙2」ではないでしょうか。	No. 10-15を参照してください。